

令和5年8月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和5年8月23日(水)	開催場所	美作市民センター 3階 視聴覚室	
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時3分	
出席委員		職務代理者	平田 邦 義	
	委員	岡本 美 幸	委員	万 殿 貴 志
	委員	山本 敏 子		

会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	宮 前 聖	教育総務課長	野 村 慎 恵
学校教育課長	井 口 博 文	社会教育課長	谷 口 朋 弘
教育総務課課長補佐	黒 藪 美 幸	教育総務課課長補佐	大 坊 哲 也
		社会教育課課長補佐	山 本 哲
教育総務課係長	河 本 俊 介		

日程 第1 開会

午後1時30分、8月定例教育委員会を開会する。

- ・河本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和5年8月美作市定例教育委員会を開催いたします。「日程第2教育長あいさつ」平田教育長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第2 教育長あいさつ

- ・平田教育長職務代理者、皆さん、こんにちは、本日は福田教育長が欠席ですので、代わりに挨拶をさせていただきます。

毎日、暑い日が続いておりまして、ニュースを見ておりましたと子どもが熱中症で亡くなったということがあり、また、水難事故が多数起きております。

来週の28日から学校が始まるということで、暑い日が続いておりますが、子どもたちも全員元気で登校してほしいと思います。2学期が始まれば、早々に運動会がありますので、暑い中での練習になるとと思いますので、熱中症には十分気を付けていただきたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

- ・河本係長、ありがとうございました。これより先の進行につきましては、平田教育長職務代理者よりお願いいたします。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・平田教育長職務代理者、会議録署名委員に岡本委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・平田教育長職務代理者、今回は、ございません。

日程 第5 議案審議

- ・平田教育長職務代理者、「議案第16号 美作市就学援助規則の一部を改正する規則について」教育総務課より説明をお願いします。
- ・野村課長、「議案第16号 美作市就学援助規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。

提案理由としましては、現在、就学援助の対象者を「市立学校に在籍する児童生徒若しくは在籍予定者の保護者」としており、美作市に住所があり市外へ通学する児童生徒の保護者も対象となるよう、所要の改正を行うものです。

これによりまして、県立学校、私立学校に在籍している方も対象となります。

- ・平田教育長職務代理者、それでは説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願いします。
- ・平田教育長職務代理者、今回の改正により対象となる子どもは何人おられますか。
- ・野村課長、今回、対象としたい方として、県立学校へ通っている方が1名おられます。私立学校へ通学されている方も何名か市内にはおられると思いますが、すぐに就学援助を希望する方はおられません。
- ・平田教育長職務代理者、就学援助の支給要件は、生活保護と同じですか。
- ・宮前次長、基本的には、生活保護に準じた世帯に支給しています。生活保護だった方が要保護児童となり、生活保護が外れた時点で準要保護児童に切り替わりますが、継続して就学援助を受けることができます。
- ・平田教育長職務代理者、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第16号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

・各委員、よろしい。

- ・平田教育長職務代理者、それでは異議なしと認め、議案第16号を承認いたします。「議案17号 美作市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」教育総務課より説明をお願いします。
- ・野村課長、「議案17号 美作市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。

提案理由としましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律が改正されたため、所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、条づれの改正によるものであり、内容については変わりありません。

- ・平田教育長職務代理者、それでは説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願いします。
- ・平田教育長職務代理者、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第17号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

・各委員、よろしい。

- ・平田教育長職務代理者、それでは異議なしと認め、議案第17号を承認いたします。
- ・平田教育長職務代理者、議案第18号から20号につきまして、美作市教育委員会会議規則第13条により委員の皆様にお諮りします。

議案第18号から20号につきましては、美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号にある「市長又は議会への意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」であることから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

・各委員、よろしい。

しいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。
- ・平田教育長職務代理者、それでは、議案第 18 号から 20 号については、非公開案件とさせていただきます。

議案第 18 号 令和 5 年度美作市一般会計補正予算（第 3 号）について

【美作市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項第 5 号に該当するため、非公開】

- ・平田教育長職務代理者、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第 18 号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・平田教育長職務代理者、異議なしと認め、議案第 18 号を承認いたします。

議案第 19 号 令和 6 年度使用義務教育諸学校（小学校）教科用図書採択について

【美作市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項第 5 号に該当するため、非公開】

- ・平田教育長職務代理者、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第 19 号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・平田教育長職務代理者、異議なしと認め、議案第 19 号を承認いたします。

議案第 20 号 令和 6 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書））

【美作市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項第 5 号に該当するため、非公開】

- ・平田教育長職務代理者、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第 20 号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・平田教育長職務代理者、異議なしと認め、議案第 20 号を承認いたします。
- ・平田教育長職務代理者、それでは、非公開案件の議案が終了いたしましたので、非公開を解きます。

日程 第 6 その他、

- ・平田教育長職務代理者、日程第 6 その他に入らせていただきます。次回の定例教育委員会の開催について。
- ・宮前次長、次回の定例教育委員会ですが、9 月 27 日、水曜日、午前 10 時から作東総合支所 2 階の応接会議室で開催します。

日程 第 7 閉会

- ・平田教育長職務代理者、午後 2 時 3 分、8 月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者	教育総務課	会議録	教育長職務代理者 平田 邦義
氏 名	河 本 俊 介	署 名	委 員 岡本美幸